

○奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱

令和5年8月14日告示第384号

改正 令和7年3月31日告示第135号

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱

奈良市パートナーシップ宣誓制度実施要綱（令和2年奈良市告示第72号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、奈良市人権文化のまちづくり条例（平成21年奈良市条例第19号）の規定に基づき、あらゆる人権侵害をなくし、一人一人が互いに人権を尊重し、多様性を認めあう人権文化の根付いた明るくふれあいのある奈良市の実現に寄与するため、性的マイノリティに係るパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 性的マイノリティ 性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。）が異性愛のみでない者又は性自認（自己が認識している性別をいう。）が戸籍上の性と異なる者をいう。
- （2） パートナーシップ 互いをその人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである二者の関係をいう。
- （3） ファミリーシップ パートナーシップにある者の一方又は双方が養育している民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していない子（養子を含む。以下「未成年の子」という。）がいる場合において、当該未成年の子の養育等に関して、家族として継続的に相互に協力し合うことを約した関係をいう。
- （4） パートナーシップの宣誓 パートナーシップにある者同士が、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。
- （5） ファミリーシップの宣誓 パートナーシップにある者同士が、未成年の子の養育等について、家族として継続的に相互に協力することを誓うことをいう。

（宣誓の対象者の要件）

第3条 パートナーシップ又はファミリーシップの宣誓をしようとする者（以下「宣誓予定者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 民法第4条に規定する成年に達していること。
- （2） 一方が市内に住所を有していること（市内への転入を予定している者を含む。）。

(3) 双方に配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の関係にある者を含む。)がないこと並びに本市及び本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している自治体(以下「協定締結自治体」という。)において宣誓した相手方以外の者とパートナーシップにないこと。

(4) 双方が近親者(民法第734条又は第735条の規定により婚姻をすることができない関係をいう。)でないこと。ただし、当該関係が養子縁組によるものであって、当該養子縁組の成立前の関係が直系血族の関係になかった場合を除く。

2 ファミリーシップの宣誓をしようとする者は、未成年の子がパートナーシップにある者の一方又は双方と同居しており、かつ、生計が同一であるものとする。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓予定者は、奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(別記第1号様式。以下「宣誓書」という。)及びパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する確認書(別記第2号様式。以下「確認書」という。)に所定の事項を自ら記入し、次に掲げる書類を添付し提出するものとする。この場合において、15歳以上の未成年の子についてファミリーシップの宣誓をしようとするときは、当該子が署名するものとする。

(1) 世帯全員の住民票の写し(3箇月以内に発行され、続柄を記載したものに限る。)(市内への転入を予定している者にあつては、その転入の予定の事実を確認することができる書類)

(2) 独身証明書又は戸籍全部事項証明書(3箇月以内に発行されたものに限る。)(外国人にあつては、大使館等で発行される婚姻要件具備証明書。この場合においては、当該文書の日本語訳を添付すること。)

(3) ファミリーシップの宣誓を行う場合にあつては、当該未成年の子がファミリーシップの対象者であることを証明する書類及びパートナーシップにある者と当該未成年の子の生計が同一であることがわかる書類

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類により証する事実が公簿等により確認することができるときは、当該書類の提出を省略することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、宣誓予定者の一方若しくは双方又は15歳以上の未成年の子(以下この項において「当事者」という。)が自ら宣誓書及び確認書に自署することができないときは、当該宣誓書及び確認書は、市職員及び当事者双方の立会いの下で当該当事者以外の者に代筆させることができる。

(本人確認)

第5条 市長は、パートナーシップ又はファミリーシップの宣誓の際には、宣誓予定者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 在留カード
- (5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

2 前項の規定にかかわらず、宣誓予定者が同項各号に掲げる書類の提示をすることができない場合は、市長が適当と認める書類の提示を求めることにより確認を行うことができる。

(宣誓登録及び証明書等の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓者をパートナーシップ宣誓登録簿（以下「登録簿」という。）に登録し、奈良市パートナーシップ証明書（別記第3号様式）又は奈良市ファミリーシップ証明書（別記第4号様式。以下「証明書」という。）及び奈良市パートナーシップ証明カード（別記第5号様式）又は奈良市ファミリーシップ証明カード（別記第6号様式。以下「証明カード」という。）を宣誓書及び確認書の写しを添えて交付するものとする。

(通称の使用)

第7条 宣誓予定者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書及び確認書において、通称（戸籍に記載された氏名に代わるものとして通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 市長は、前項の場合においては、証明書及び証明カードに表示する氏名に通称を使用できるものとする。

(宣誓内容等の変更等)

第8条 宣誓者は、宣誓書に記載した内容に変更が生じたときは、奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等記載事項変更届（別記第7号様式。以下「変更届」という。）に証明書及び証明カード（以下「証明書等」という。）及び変更の内容が確認できる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- 2 第5条及び前条の規定は、前項の規定により変更届の提出をする者について準用する。
- 3 市長は、変更届の提出を受け、証明書等の記載事項を変更したときは、変更後の証明書等を交付するものとする。

(証明書等の再交付)

第9条 宣誓者は、前条第3項に定める場合のほか、当該証明書等について、紛失、毀損、汚損その他の事情により再交付を受けようとするときは、奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等再交付申請書（別記第8号様式。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出し、再交付の申請をすることができる。

- 2 第5条及び第7条の規定は、前項の規定により再交付申請書の提出をした者について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出があったときは、証明書等を再交付するものとする。

(証明書等の返還)

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等返還届（別記第9号様式。以下「返還届」という。）に第6条又は第9条の規定により交付を受けた証明書等を添えて市長に返還しなければならない。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

- (1) 宣誓者双方の意思によりパートナーシップ・ファミリーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 第3条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (4) その他宣誓書の記載事項に変更があったとき。

(ファミリーシップの継続)

第10条の2 前条第2号の規定にかかわらず、死亡した宣誓者以外の宣誓者がファミリーシップの対象としていた子とファミリーシップの継続を希望し、次に掲げる要件に該当している場合は、ファミリーシップを継続することができる。この場合において、証明書等の返還を要しない。

- (1) 当該子の親権を行う者又は未成年後見人の同意を得ていること。
- (2) 当該子と同居しており、かつ、生計が同一であること。

(子の氏名の削除)

第11条 宣誓者の未成年の子であってファミリーシップの登録を受けている者（以下「ファミリーシップ対象者」という。）及び第10条の2の規定によりファミリーシップの登録を受けている子（以下「ファミリーシップ継続対象者」という。）は、15歳に達した日以後に奈良市パートナー

シップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書（別記第10号様式。以下「申立書」という。）を提出することにより、登録簿及び証明書等からファミリーシップ対象者の氏名を削除するよう申し立てることができる。

- 2 ファミリーシップ継続対象者の親権を行う者又は未成年後見人は、登録簿及び証明書等からファミリーシップ継続対象者の氏名を削除するよう申し立てることができる。
- 3 第5条の規定は、第1項及び第2項の規定により申立てをした者について準用する。
- 4 市長は、第1項の規定によりファミリーシップ対象者から申立書の提出があったときは、その内容を審査し、内容が適当と認められる場合、当該未成年の子の氏名を削除した証明書等を宣誓者に交付する。
- 5 市長は、第1項の規定によりファミリーシップ継続対象者から申立書の提出があったとき及び第2項の規定により申立てがあったときは、その内容を審査し、内容が適当と認められる場合、宣誓者に対して証明書等の返還を求めるものとする。

（宣誓の無効）

第12条 市長は、宣誓者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、登録簿から削除することができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
 - （2） 証明書等を不正に利用したとき。
- 2 登録簿から削除された者は、交付された証明書等を直ちに市長に返還しなければならない。

（自治体間での相互利用）

第13条 協定締結自治体から本市に転入したパートナーシップ又はファミリーシップの関係にある者が、本市においてもパートナーシップ又はファミリーシップの宣誓を継続するときは、奈良市パートナーシップ宣誓継続申告書（別記第11号様式。この条（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において「申告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。この場合において、市長は、当該申告書の提出をもって、宣誓書が提出されたものとみなす。

- （1） 協定締結自治体が交付したパートナーシップ宣誓書受領証
 - （2） 世帯全員の住民票の写し（3箇月以内に発行され、続柄を記載したものに限る。）
 - （3） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 第6条の規定は、パートナーシップ又はファミリーシップの宣誓の継続を申告した場合において準用する。この場合において、同条中「第4条第1項」とあるのは「第13条第1項」と、「宣

誓」とあるのは「申告」と、「宣誓者」とあるのは「申告者」と、「宣誓書及び確認書」とあるのは「申告書」と読み替えるものとする。

- 3 市長は、第1項の申告書の提出があったときは、遅滞なく転出元の協定締結自治体にその旨を通知するものとする。

(プライバシーへの配慮)

第14条 市長は、市の施策の推進に当たっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップ・ファミリーシップの関係にある者のプライバシーに十分配慮するものとする。

(情報提供及び啓発)

第15条 市は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう必要な広報活動を行うとともに、市民や事業者に必要なかつ適正な情報提供を行い、その啓発に努めるものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定によりパートナーシップの宣誓の登録を受けている者については、この告示の相当規定に基づく宣誓者とみなす。

附 則 (令和6年3月11日告示第116号)

この告示は、令和6年3月11日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日告示第135号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱別記第2号様式及び第9号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当面の間、必要な調整をして使用することができる。

別記

第1号様式（第4条関係）

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

（宛先）奈良市長

私たちは、奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第4条第1項に基づき、☐パートナーシップ ☐パートナーシップ・ファミリーシップにあることを誓い、署名します。

宣誓日： 年 月 日

宣 誓 者		
(ふりがな)		
氏 名		
[通称の場合は 戸籍上の氏名]	[]	[]
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所		
(住民登録して いるところ)	(アパート名等)	(アパート名等)

※以下の記載欄は必要な場合に記入

ファミリーシップ対象者となることを希望する者		
(ふりがな)		
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所		
	(アパート名等)	(アパート名等)

代 筆 者		
署 名		

※宣誓者の欄及びファミリーシップ対象者となることを希望する者の欄（15歳以上の場合）は、自署してください。やむをえない場合は代筆が可能です。代筆者の欄に代筆者が署名してください。

なお、この宣誓は、婚姻とは異なり法律上の効果が生じるものではありません。

第2号様式（第4条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する確認書

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づくパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をするに当たり、次の表の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないこと及び同要綱の規定を遵守することを確認します。また、現況確認のため、住民票及び戸籍に記載されている事項について、本制度の所管部署が確認することに同意します。

記入日 年 月 日

ふりがな
氏 名

（通称の場合は戸籍上の氏名）（ ）

電話番号

メールアドレス

ふりがな
氏 名

（通称の場合は戸籍上の氏名）（ ）

電話番号

メールアドレス

要綱の規定	確認事項（必ずお二人で確認してください。）	
	項 目	回 答 （該当するものに「✓」を付けてください。）
（定義） 第2条第1号及び 第2号又は第3号	双方又は一方が、性的マイノリティであり、性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。）が異性愛のみでない者又は性自認（自己が認識している性別をいう。）が戸籍上の性と異なる者であること。 互いを人生のパートナー又は家族（ファミリー）として、日常の生活において継続的に相互に協力し合うことを約した関係であること。	☐ 左記に該当します ☐ 左記に該当しません
（年齢要件） 第3条第1項第1号	宣誓する当日において、パートナーシップの宣誓をしようとする双方が成年に達していること。	☐ 左記に該当します ☐ 左記に該当しません
（居住要件） 第3条第1項第2号	一方が市内に住所を有していること。	☐ 左記に該当します ☐ 左記に該当しません
	市内への転入を予定していること。	☐ 左記に該当します 転入予定者： 年 月 日 転入予定日： 年 月 日
（独身要件） 第3条第1項第3号	双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと及び協定締結自治体において宣誓した相手以外の者とパートナーシップにないこと。	☐ 左記に該当します ☐ 左記に該当しません
（近親者でない） 第3条第1項第4号	双方が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族）でないこと。ただし、当該関係が養子縁組によるものであって、当該養子縁組の成立前の関係が直系血族の関係になかった場合を除く。	☐ 左記に該当します ☐ 左記に該当しません
（生計が同一） 第3条第2項	ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にあつては、ファミリーシップ対象者と同居しており、生計が同一であること。	☐ 左記に該当します ☐ 左記に該当しません
（変更の届出） 第8条	宣誓した事項に変更が生じた場合は、関係書類を添えて速やかに届け出ること。	☐ 左記を確認しました
（返還の届出） 第10条	双方の意思によるパートナーシップ・ファミリー関係の解消、一方の死亡、市外への転出などの理由により証明書等を返還する必要がある場合は、速やかに届け出て返還すること。	☐ 左記を確認しました
（遵守事項） 要綱全体	宣誓時において、また証明書等の交付後も、要綱で定める事項を遵守すること。	☐ 左記を確認しました

奈良市パートナーシップ証明書

氏名

氏名

様

様

宣誓日 年 月 日

ここにお二人が、奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

奈良市は、一人一人が互いに人権を尊重し、多様性を認め合う人権文化の根付いた明るくふれあいのあるまちづくりを目指しています。

これからの人生を互いに支え合い歩まれるお二人のご多幸を祈念いたします。

年 月 日

奈良市長

印

奈良市ファミリーシップ証明書

氏名

氏名

様

様

ファミリーシップ対象者氏名

ファミリーシップ対象者氏名

様

様

宣誓日 年 月 日

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

奈良市は、一人一人が互いに人権を尊重し、多様性を認め合う人権文化の根付いた明るくふれあいのあるまちづくりを目指しています。

これからの人生を支え合い歩まれるご家族のご多幸を祈念いたします。

年 月 日

奈良市長



表面

奈良市パートナーシップ証明カード			
第	号	様	様
宣誓日 年 月 日			
奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。			
			年 月 日
奈良市長			印

裏面

この証明カードは、互いをそのパートナーとして、日常生活において協力し合うことを宣誓したお二人に交付しています。

パートナーシップの宣誓によって法律上の効果（婚姻、相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、この趣旨を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

※備考欄

表面

奈良市ファミリーシップ証明カード			
第	号	様	様
宣誓日 年 月 日			
奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 実施要綱に基づき、ファミリーシップの宣誓をされた ことを証します。			
年 月 日			印
奈良市長			

裏面

この証明カードは、互いをそのパートナー及び家族として、日常の生活において協力し合うことを宣誓した家族に交付しています。

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓によって法律上の効果（婚姻、相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、この趣旨を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

ファミリーシップ対象者氏名	ファミリーシップ対象者氏名

※備考欄

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等記載事項変更届

（宛先）奈良市長

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第 8 条の規定に基づき、宣誓した事項について変更が生じたので、届け出ます。

年 月 日

窓口に来た人（宣誓者に限る。）

※氏名又は通称欄及び住所欄は変更前の内容を記載すること。

ふりがな	
氏名又は通称	
住 所	(アパート名等)
証明書等の番号	
変 更 理 由	☐ 改姓・改名 ☐ 転居 ☐ その他（ ）
連 絡 先 (電話番号等)	

自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能です。下欄に代筆者の氏名及び住所をご記入ください。

代 筆 者

氏 名	
住 所	(アパート名等)

記載事項の変更

変 更 内 容				
1	氏名	変更前		
		変更後		
2	通称	変更前		
		変更後		
3	住所	変更前		
		変更後		
4	ファミリーシ ップ対象者の 追加・削除	氏名		
		生年月日		
		その他		
5	その他	変更前		
		変更後		

第8号様式 (第9条関係)

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等再交付申請書

(宛先) 奈良市長

年 月 日付けで交付された奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等の再交付について、奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第9条の規定に基づき申請します。

年 月 日

窓口に来た人（宣誓者に限る。）

ふりがな	
氏名又は通称	
住 所	(アパート名等)
連 絡 先 (電話番号等)	

自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能です。下欄に代筆者の氏名及び住所を
ご記入ください。

代 筆 者

氏 名	
住 所	(アパート名等)

再交付を希望する証明書等の種類 (いずれかに☒チェックを付けてください。)

- ☐ 奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（別記第1号様式）の写し
- ☐ 奈良市パートナーシップ証明書（別記第3号様式）
- ☐ 奈良市ファミリーシップ証明書（別記第4号様式）
- ☐ 奈良市パートナーシップ証明カード（別記第5号様式）
- ☐ 奈良市ファミリーシップ証明カード（別記第6号様式）

再交付を希望する理由 (いずれかに☒チェックを付けてください。)

☐紛失 ☐毀損 ☐汚損
☐その他（ ）

※紛失以外の理由の場合、交付済の証明書等と引き換えに、新しい証明書等を再交付します。

第9号様式（第10条関係）

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等返還届

年 月 日

（宛先）奈良市長

届出者 氏 名（又は通称）

住 所

電話番号

代筆者 氏 名

住 所

（自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、
代筆者の氏名及び住所をご記入ください。）

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第10条の規定に基づき、第6条の規定により交付を受けた証明書等を返還することを届け出ます。

返還理由

- ☐ パートナーシップ・ファミリーシップを解消したため。
- ☐ 宣誓者の一方が死亡したため。
- ☐ 宣誓者の双方が市外へ転出したため。
- ☐ ファミリーシップ対象者が成年に達したため。
- ☐ その他（ ）

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書

年 月 日

（宛先）奈良市長

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、登録簿、奈良市ファミリーシップ証明書及び証明カードの記載事項から私の氏名を削除するよう申し立てます。

申立人

氏 名	
生年月日	年 月 日（ 歳）
住 所	
連 絡 先	

※申立書とあわせて本人確認できるものをご持参ください。

宣誓書の記載事項

登録番号	第 号	
氏 名 又は通称		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		

パートナーシップ宣誓継続申告書

（宛先）奈良市長

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する要綱第 13 条第 1 項の規定に基づき、転入前の地方公共団体においてパートナーシップ宣誓制度を利用していたこと及び同要綱の規定を遵守することを申告します。また、今後、申請者の現況を確認するため、住民基本台帳及び戸籍に記載されている事項について、調査することに同意します。

	年 月 日	
	申請者	
ふりがな 氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
旧住所		
新住所		
	☐ 転入済	☐ 転入済
	☐ 転入予定（ 月 日 ）	☐ 転入予定（ 月 日 ）
当初（転出地）の宣誓日	年 月 日	年 月 日
電話番号（連絡先）		

確認事項（同意する場合は、□にレ印を付けてください。）	
本申告書に基づき転入前の地方公共団体にこの申告の内容を通知し、及び申告時の提出書類又はその写しを送付することに同意します。	☐